

伊丹市一般職員退職手当基金の設置，管理および処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市一般職員退職手当基金の設置，管理および処分に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成26年2月26日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

退職手当基金の積立方法を変更するため。

伊丹市一般職員退職手当基金の設置，管理および処分に関する条例の一部を改正する条例（平成26年伊丹市条例第 号）

伊丹市一般職員退職手当基金の設置，管理および処分に関する条例（昭和49年伊丹市条例第6号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

伊丹市一般職員退職手当基金条例

第2条中「毎年度」を削り，同条第1号を次のように改める。

(1) 予算で定める額

付 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。